

# 「グレネーグルズ合意」（1977年）にいたる道（一・補論）

—コモンウェルス事務局による草案について—

川本真浩

(高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門)

Negotiating the Gleneagles Agreement (1977): Unearthing Drafts

by a Staff Member of the Commonwealth Secretariat

Masahiro Kawamoto

*Humanities and Social Sciences Unit, Humanities and Social Sciences Cluster, Kochi University*

**Abstract:** The main purpose of this paper is to report on new findings related to the Gleneagles Agreement, which was announced at the Commonwealth Heads of Government Meeting (CHOGM) held in June 1977. The Agreement is believed to have mitigated the confrontation between "new" Commonwealth countries and New Zealand over the problem of sporting contacts with South Africa during the Apartheid era, and played a crucial role in avoiding a mass boycott of the Commonwealth Games in Edmonton, Canada, the next year. Although academics have already devoted considerable attention to the preliminary arrangement for the agreement, parts of the story have remained ambiguous and untraceable. In this paper I introduce the drafts of declaration and resolution by Jeremy Pope, a promising staff member of the Commonwealth Secretariat, found in the Secretariat documents recently opened to the public in 2008, as these drafts seem to have never been cited in articles and books concerning the CHOGM and anti-Apartheid campaigns. Translating them into Japanese and referring to other documents of the Secretariat and those of the British government, I review the earlier descriptions of the developments which the Secretariat, the British government and others were engaged in just before the CHOGM in 1977.

キーワード：グレネーグルズ合意、コモンウェルス、イギリス、アパルトヘイト、スポーツ史、イギリス帝国史  
Keywords: Gleneagles Agreement, Commonwealth, Britain, Apartheid, sport history, history of British Empire

## 1 合意文書の草案を求めて

1976年、20数か国が開幕直前になって参加をとりやめるといふ異例のオリンピックがモントリオールで開催されたあとも、カナダ政府の懸念は止むことがなかった。1978年に同国のエドモントンでコモンウェルス・ゲームズが開催される予定だったからである。オリンピックをボイコットした国にはいわゆる新コモンウェルス諸国が少なからず含まれていた。カナダ政府は、コモンウェルス・ゲームズでオリンピックのようなボイコットを繰り返さないために、活発な外交活動を展開した。<sup>(1)</sup>

この問題の直接の原因は、南アフリカ共和国（以下、「南アフリカ」と記す。）とのスポーツでの接触をめぐるアフリカ諸国とニュージーランドの対立にあった。1976年のオリンピックと1978年のコモンウェルス・ゲームズに関して言えば、この対立の影響をカナダが被るといふ構図であり、コモンウェルスという枠組みをも揺るがす深刻な問題ととらえられていた。<sup>(2)</sup>コモンウェルス事務局が、カナダ政府と連携しながら、積極的にアフリカ諸国とニュージーランドの間に入って対立を宥めようとした所以である。

1977年6月のコモンウェルス首脳会議（以下、「CHOGM」と記す。）で発表された「グレネーグルズ合意」は、そうした対立を落ち着かせるためのひとつの成果であった。<sup>(3)</sup>反アパルトヘイト国際キャンペーンが高まる中で激しく対立していた新コモンウェルス諸国とニュージーランドの両者が容認できる内容を文書の形で示すために、この合意で用いられた字句ならびに表現はきわめて慎重に検討された。公式協議の合間の週末にスコットランドのグレネーグルズで合意がなされたことも、問題対応の難しさをうかがわせる。

グレネーグルズ合意が発表されたCHOGMに至るまでの過程をもっとも詳しく述べた先行研究は1994年に刊行されたD・マキントッシュらによる『スポーツとカナダ外交』である。同書によると次のような手順で同合意の素案らしき文書が作成されたという。

まず、1977年3月半ばごろにイギリス、オーストラリア、カナダの政府関係者とコモンウェルス事務総長S・ランファルが協議した。そこでは、コモンウェルス・ゲームズのボイコットをちらつかせるアフリカ諸国の要求に応えると同時に、ニュージーランドが受諾可能で、かつ英・豪・加各国内で南アフリカとのスポーツでの接触に反対する勢力をも宥めるような合意をCHOGMで発する必要があるだろうということになった。そこで、イギリスのスポーツ大臣D・ハウエルが英・豪・加3か国で他のコモンウェルス諸国首脳が合意できるような原則にかかる声明文をつくらうと提案し、他の2か国もそれに賛同した。手順としては、イギリスが作成した原案を豪・加両政府とともに検討することになった。ただ、実際に声明文の草案を作成する作業はランファルすなわちコモンウェルス事務局に任されることとなり、3月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の後まもなく、最初の草案がカナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で配信された。ランファルはトルドーとも相談して、文案をさらに練るために、ジャマイカ首相M・マンリー、タンザニア大統領J・ニエレレ、ザンビア大統領K・カウ نداとも協議した。<sup>(4)</sup>

そのいっぽうで4月には、カナダ連邦政府の健康・アマチュアスポーツ大臣であるI・カンパノロが閣内での活発な議論を呼び起こしていた。彼女は、声明文の私案を示すとともに、スポーツでの接触をもっと積極的に差し止めることと対南アフリカ経済制裁の強化も組み合わせて推し進めることを主張した。後者についてはカナダの経済界の反対も強く、この段階でカナダ政府の政策として実施されることにはなかった。彼女の声明文も結局のところ日の目を見ることはなかったが、5月には、南アフリカとのスポーツでの接触を批判するカンパノロ大臣名の文書が、全アフリカ諸国、コモンウェルス加盟国、国際連合、そしてカナダ国内の全国スポーツ団体に送付された。この文書には、新たな政策を採るといったようなことは書かれていなかったが、従来のカナダがこの問題についてほとんど行動してこなかったことを明白に述べており、ニュージーランド首相R・マルドゥーンが受け容れそうな内容ではなかった。<sup>(5)</sup>

『スポーツとカナダ外交』に描かれた上述のような経緯は未刊行学位論文を含むいくつかの先行研究を参照ながらも、多くの重要な局面がカナダ政府関係の非公開情報源—「典拠秘匿」ないし「個人的情報」—を典拠としてい

る。それゆえ、内容の検証が容易でないこと、記述された出来事とその時系列に不明確な部分があること、さらに語り手がカナダ政府関係者に限られていることなど、ことの全容を把握するには不十分な点も多い。<sup>(6)</sup>

ところで、2008年に公開されたコモンウェルス事務局文書のなかには、法務部門J・D・ポープが国際問題部門M・マルホートラにあてた1977年4月1日付け書簡がある。<sup>(7)</sup>この書簡には彼が作成したとみられる「決議草案」と「宣言草案」という二種類の文案が同封されており、書簡本文はこれらの文案を作成するに際してポープが分析・考慮した当該問題にかかる各国・各団体のこれまでの経緯と現状分析が記されている。

ジェレミー・D・ポープは、1938年ニュージーランド生まれの法廷弁護士で、イギリスに来る前から同国で環境、先住民、人権に関する問題に精力的にとりこんでいた。この書簡が書かれた前年の1976年からコモンウェルス事務局法務部門の副部門長、1980年から93年までは同部門長を務め、コモンウェルス諸国の法的制度の整備や法曹界の連携推進に努めるとともに、アパルトヘイト廃止までの南アフリカ問題にも積極的に関与し、事務局だけでなくこれらの問題に関わるNGOないしNPOにおいても重要な役割を果たした人物である。<sup>(8)</sup>

本稿は、ポープが作成した上記2つの文案を紹介し、それに関わる一次史料を用いながら、先行研究で述べられたグレニーグルズ合意形成過程の説明に幾ばくかの修正を加えようとするものである。

## 2 ポープによる2種類の草案

1977年4月1日付け書簡に添付されたポープによる文案には、それぞれ「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する諸原則の宣言草案」と「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案」というタイトルが付されていた。

「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する諸原則の宣言草案」は、前文にあたる第1段落に続いて4つのことごとについて合意したことが記されている。ただし、それら合意事項のうちの4点目は、その前にある3つの事項をふまえたうえで5つの具体的な行動を実践することを「崇高な義務」として認めたことを宣言しているのので、それら5項目にわたる具体的な行動を「宣言」した文書（の草案）であるとも解せられる。以下、全文を訳出する。

### スポーツにおけるアパルトヘイトに関する諸原則の宣言草案

#### DRAFT DECLARATION OF PRINCIPLES CONCERNING APARTHEID IN SPORT

コモンウェルスは大切な理想を堅持し、またコモンウェルス各国首脳は、1971年1月22日にシンガポールで作成されたコモンウェルス諸原則の宣言にあるように、世界のいずこで起こっているものであれ人種抑圧に対しては一致して断固反対すること、そして人間の尊厳と平等という普遍的原則のために尽くす共通の責務があることを明言する。我々の責任は当時も今も変わらず確固たるものである。

人種、肌の色、信仰、政治的信条によって市民を差別することは、人類の健全な発展を妨げるものであり、全くの悪行であると、我々は信ずる。

このような悪をなくそうと精力的に戦うことや、このような悪をなす政治体制に対してそうした政策の遂行や強化に手を貸すようないかなる支援や寛容をも与えないことが、我々各国の義務であると認める。

スポーツ人が公的政策に則った差別的な方式で選出されたチームと対戦することは、そのような差別を公式におこなっている国において、我々がそうした不快な措置を許容しようとしているという思い込みや、上述のような諸原則に我々はさほど固執していないという思い込みを助長させることになる、我々は信ずる。

よって我々は、次のことを我々おのおののための神聖な義務として認める。

(a) オリンピック原則の含意することを完全に遂行するために、とくに公式に差別をおこなっている国と協力する可能性のある全国スポーツ団体ならびに国際スポーツ団体をつうじて我々のあらゆる影響力を行使すること。

(b) 自国の全国スポーツ団体に対して公式に差別をおこなっている国を国際団体や試合から排除することを奨励

し、自国のスポーツ団体に対してオリンピック原則に違反して開催される大会への支援を取りやめるよう奨励すること。

(c) 自国の全国スポーツ団体と国民に対して、人種、宗教、政治的所属に基づいて、人が締め出されていたり差別に遭っていたりするようなスポーツ活動をいかなる形でも認めることがないよう、奨励すること。

(d) 公式に差別をおこなっている国とのスポーツでの接触への公的な保証や奨励を拒むこと。そこには、公式歓迎会の開催や、差別をおこなう国のチームや選手とともに大会に参加する団体、チーム、個人への補助金を拒むことが含まれる。

(e) 差別政策に対する我々の断固たる批判と差別政策を止めさせるという決意について、我々と一体となって行動するよう他国に働きかけること。

次に「スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案」を紹介する。同文書では、8つの確認事項を宣言の前提として掲げたうえで、5つの具体的行動を起こすことを宣言している。以下、全文を訳出する。

### スポーツにおけるアパルトヘイトに関する決議草案

#### DRAFT RESOLUTION ON APARTHEID IN SPORT

コモンウェルス諸国首脳は、

6つの大陸、5つの大洋から集まり、さまざまな経済の発展段階にある多様な国民、文化、国土からなるコモンウェルスは、世界の問題に積極的に地球規模で果たすべき役割を有すると宣言し、

多元的国家集団としてのコモンウェルスは、人類の理解を助け、すべての国の平和を推進する能力を有すると認識し、

アパルトヘイトは世界平和への脅威であること、そしてアパルトヘイトに基づき、かつオリンピックの非差別原則に違反して選考された南アフリカのチームを排除するキャンペーンは、反アパルトヘイト国際キャンペーンの一部をなすことを認識し、

1971年1月22日にシンガポールでのコモンウェルス首脳会議で合意されたコモンウェルス諸原則の宣言によって、コモンウェルスは人種抑圧に断固反対することと人類の尊厳と平等にかかる原則を守ることを想起し、

個人の自由と、人種、肌の色、信仰、政治的信条に関わらず全ての市民が有する平等な権利、そして自由で民主的な政治過程を通して自分が暮らす社会の枠組み作りに参画するという、譲る余地のない権利を再確認し、

人種偏見は人類の健全な発展を脅かす危険な病弊であり、人種差別は忌むべき社会悪であるという認識を再確認し、

人種差別をおこなう体制に対しては、我々自身が個別に判断して、その悪政を遂行し強化することに直接貢献することになるようないかなる支援も拒むことを再確認し、

国際連合に対する我々の支持を再確認し、

1971年11月29日の2775D(XXVI)決議、1975年11月28日の3411E(XXX)決議及び1976年11月9日の「(空欄=訳注)」決議によって、すべての国家とスポーツ選手に対して、人種によって選抜された南アフリカのスポーツ団体やチームに対する国際ボイコットの強化を進展させるよう、国連総会が求めたことを想起したうえで、

1. 人種、宗教、政治的信条による差別は一切許されないとするオリンピック原則を断固として支持することを再確認する。

2. オリンピック原則及び関連する国連決議を遂行し、人種に拠って選出された南アフリカのスポーツ団体及びチームをボイコットするすべての政府、スポーツ団体及びその他どこどの組織であれそのような行動をとったものを称賛する。

3. スポーツにおける人種主義と闘ってきた南アフリカのスポーツ団体およびスポーツ人すべてを称賛する。

4. 世界中のすべてのスポーツ人、スポーツ団体その他の組織に対して、アパルトヘイトに基づいた選考によるスポーツ団体と接触することやスポーツ分野で人種差別を公式政策にしている国と関わることを止めるよう求める。

5. コモンウェルス諸国は次のことを実践する。

(a) オリンピック原則を完全に履行するように、とりわけアパルトヘイトに基づいて創設された南アフリカのスポーツ団体といまだに協働している自国の全国スポーツ団体及び国際スポーツ団体がそうするよう、あらゆる影響力を行使すること。

(b) 自国の全国スポーツ団体に対して、国際スポーツ団体や国際競技会からの南アフリカの排除を支持するよう奨励すること、またスポーツ団体に対してオリンピック原則に違反して運営されるスポーツイベントへの支持をやめるよう奨励すること。

(c) 自国の全国スポーツ団体と国民に対して、人種、宗教、政治的所属に基づいて、人が締め出されたり差別に遭ったりするようなスポーツ活動をいかなる形でも認めることがないよう求めること。

(d) 南アフリカとのスポーツでの接触を公的に支援したり奨励したりしないこと。ここでいう支援や奨励には、チームの公式レセプションや南アフリカのチームや選手と対戦するスポーツ団体、チーム及び選手に対する補助金の支給が含まれる。

(e) 差別行為に対する率直な批判とそうした行為を止めさせる決意をもって、他国に対して一致団結することを強く求めること。

### 3 もうひとつの草案

作成されたタイミングから考えると、一見したところ、本稿冒頭で引用した『スポーツとカナダ外交』にある「3月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の後まもなく」「カナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で配信された」「最初の草案」が本稿で紹介したポーブによる草案であったようにも思える。ところが、コモンウェルス事務局文書及び外務コモンウェルス省（以下、「FCO」と記す。）文書のなかの CHOGM の事前協議に関する書類を筆者が確認したかぎりにおいては、この草案が関係者の間で検討された形跡が全くない。

それどころか、当時の FCO 文書には『スポーツとカナダ外交』での叙述と必ずしも一致しない内容を含む文書が綴じられている。それは CHOGM 直前の 5 月 27 日付けでカナダ外務省からイギリス政府に送付された電信文である。その冒頭にカナダ側の主張として次のような一節がある。<sup>(9)</sup>

首脳会議が目前に迫った時点であり動きがないことには我々もさほど当惑していない。事務総長は実際に会議が始まるまで眠っている犬を目覚めさせたくないと思っていて、新しい変化要因は最後の最後まで出てこないということは我々もわかっているからだ。他方で、首脳会議で提示されるべき文書の草案を作成するよう事務総長が事務局スタッフに指示したはずなのにその文案が事前に回ってこないのも、事務総長はもはや文書のひな型をつくらうとはしていないという貴殿の言明を我々は気にかけている。もし文案が存在するならば、見せてもらえるとありがたい。もし無いのなら、第三者すなわち望むべくは事務総長が用意した議論の枠組みを各国首脳が入手しておくべきところだという我々の懸念を事務総長に伝えてもらえるとありがたい。

上記引用部分の中ほどの内容すなわち事務総長が草案を作成することになっていたはずであるという部分は『スポーツとカナダ外交』の叙述と一致する。そのあとに続く、「文案を見ていないので、もし存在するならば見せてほしい」「もし無いのなら…」というくだりは、先行研究で「3月末のランファルとカナダ首相P・トルドーの会談の後まもなく、最初の草案がカナダ政府からコモンウェルス諸国に回状で配信された」とする部分と食い違ういっぽ

う、コモンウェルス事務局文書や FCO 文書にそうした文案のやりとりが—その存在を示唆するような痕跡さえ一見いだせないこととはつじつまがあう。

また、ポーブによる草案が現れた半月後の 4 月 15 日には、CHOGM での議題について説明する事務総長ランファルから各国首脳あて書簡が送付された。この書簡では、議題の大枠となる項目として「世界とコモンウェルスの潮流：政治的・経済的關係」と「コモンウェルスの機能的経済的協力」などが掲げられ、それぞれの項目の中で見込まれる議論の概略が記されていた。そのなかで、アパルトヘイトとスポーツの問題については、「世界とコモンウェルスの潮流」の下にある 5 つの小項目のうちの一つ「南部アフリカ」の一八行にわたる説明のなかの一文、「複数の首脳からアパルトヘイトとスポーツの問題を議論するよう要請があった」と言及されただけであった。<sup>(10)</sup>同時にランファルは、そこで言及された「複数の首脳」に該当するジャマイカやバルバドスの首相に対しては個別にも書簡を送り、それぞれの要望や意見に対する謝辞と補足説明を記して上記書簡に対する理解を求めた。<sup>(11)</sup>これらいずれの書簡にもポーブによる草案のような文書の存在を示唆する記述はみいだせない。

他方、コモンウェルス事務局文書では目にする事のなかった「草案」が、同時期のイギリス政府文書のなかを確認できる。5 月 27 日に開催された閣内の「南アフリカとのスポーツ接触」特別委員会で CHOGM のコミュニケに入れる一節の草案について議論され、次のような文案が作成された。<sup>(12)</sup>

#### コモンウェルス首脳会議コミュニケの一節草案

##### 「南アフリカとのスポーツ接触

各国首脳は、スポーツにおけるアパルトヘイトが南アフリカで実施されている以上、南アフリカ選手とスポーツで接触をおこなっているコモンウェルス諸国のなかの某団体の行動は不快なものであるということによって一致した。各国首脳は、そうした接触を強く止めること、南アフリカ代表が参加するスポーツ大会で競技すると決めた個人またはチームに対しては財政的なものであろうとなかろうと公的な支援はおこなわないこと、ならびに南アフリカにおいて多人種スポーツが確立するまでは各国の法令及び法的伝統に適用あらゆる手段によって上記の目的による南アフリカ人の入国を差し止めるよう努めることで合意した。」

じつは同月初旬まで、キャラハン首相の命をうけたトムソン卿こと G・M・トムソンがもつばら CHOGM の議題について協議するためにコモンウェルス 15 か国を密かに訪ねてまわっていた。<sup>(13)</sup>その際にトムソン卿が携えた要領文書のなかに上記の文案の原型となる一節が記されていたことが政府文書で示唆されている。<sup>(14)</sup>ただし、歴訪中の彼が—一部の国に対してでさえ—この文案を提示したことはなかったものと考えられる。そのことは、先に引用したカナダ政府からの通信文の内容はもとより、6 月 1 日に行われたキャラハン首相とオーストラリアのフレイザー首相との会談で「他のコモンウェルス首脳には誰にも知らせない、非公式提案である」として、特別委員会による文案を一部修正した文案が前者から後者に対して示されたことから推察される。<sup>(15)</sup>

このようにキャラハン政権内部で練られた草案の存在もまた、コモンウェルス事務局が直接てがけた草案がこの段階で具体的に提示ないし議論されなかったことの傍証となりうるであろう。

## 4 ポーブによる草案のゆくえ

ここで CHOGM 開催中の状況に目を移すと、『スポーツとカナダ外交』も参照している A・ペインの論稿にはグレニーグルズでの合意文書の直接の由来が記されている。すなわち、一部の首脳のみによるグレニーグルズ・ホテルでの非公式協議—マンリーを座長としてマルドゥーン、トルドー、ヤラデュア（ナイジェリア）、ジャンベ（タンザニア）、リー・クワン・ユー（シンガポール）が参加した—で「ランファルのスタッフが用意した合意文案」が「ほとんど修正なく了承された」という。<sup>(16)</sup>非公式協議がロンドンから離れた場所で公式協議の合間の「休暇」

を使って行われたという状況に鑑みれば、そこで示された草案が最終的な合意文書とほぼ同じだったことはまず間違いあるまい。それは、ポープによる草案や5月にイギリス政府部内で起草された「コモンウェルス首脳会議コミュニケーションの一節草案」とは内容も言葉遣いも大幅に異なる文書であったと推察される。<sup>(17)</sup>

ポープが作成した文案は、所期のもくろみ—とりわけコモンウェルス事務局の事務総長S・ランファルがそうした意図をもって関係各国と精力的に折衝していた—が外れてCHOGMで議論せざるをえなくなったスポーツと反アパルトヘイトの問題に関して、1977年4月初めの時点でのコモンウェルス事務局の状況認識と構想していた打開策をうかがい知ることのできる史料でもある。作成後の扱われ方や6月のCHOGMで最終的に合意された声明文との関係など、本稿執筆時点までに入手した史料では不明な点もまだ多く残されている。<sup>(18)</sup>これら2つの文案と、5月下旬にイギリス政府が起草した声明文や最終的に確定した「グレネーグルズ合意」本文との詳細な比較・検討とあわせて、今後の検討課題としたい。

なお、本稿執筆中の2012年8月29日にジェレミー・ポープ氏がニュージーランドのウェリントンで70余年の生涯を閉じた。彼の埋もれていた仕事にこのタイミングで着目することになった奇遇に感じ入りつつ、国際舞台で人権問題解決や汚職追放のために力を尽くした同氏に対して哀悼の意を表したい。

※本稿は、平成21～24年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（B）「帝国とコモンウェルスの総合的研究—国際秩序形成機能を中心に」（研究代表者・山本正）による研究成果の一部である。

<sup>1</sup> D. Macintosh and M. Hawes, *Sport and Canadian Diplomacy*, Montreal, 1994, chap.4.

<sup>2</sup> たとえば1976年8月、ニュージーランドの野党労働党の党首で前首相のW・ローリングは、悪化した同国とアフリカ諸国の関係改善に手を貸したいとする立場から、コモンウェルス内でのニュージーランドの位置づけが旧に復されなければコモンウェルスそのものが危機に瀕すると語った。Commonwealth Secretariat (CS) 2008/031 "Apartheid in Sport Part A", no.24. (ロンドン駐在ニュージーランド高等弁務官事務所からコモンウェルス事務局あて1976年8月23日?付け書簡) この問題がコモンウェルス諸国間の関係に由々しき影響を及ぼしかねないという認識を示す発言は、与党国民党の外相兼副首相B・E・タルボイズからも出た。Ibid., No.48. (ロンドン駐在カナダ高等弁務官事務所からコモンウェルス事務局あて1976年12月20日付け書簡)

<sup>3</sup> 反アパルトヘイト国際キャンペーンのなかで、スポーツと国際関係を取り結ぶひとつの画期としての成立した「グレネーグルズ合意」が現れるまでの過程のなかでも、とくに1976年終わり頃から翌77年初めにかけての関係各者の言動や折衝を明らかにしつつ、その注目点や先行研究との齟齬については、拙稿「「グレネーグルズ合意」(一九七七年)にいたる道(一)—コモンウェルス事務局の動きを中心に—」『海南史学』50号、2012年、も参照のこと。

<sup>4</sup> Macintosh and Hawes, *op.cit.*, pp.75-76.

<sup>5</sup> Ibid., pp.76-77.

<sup>6</sup> たとえば、3月末のランファルとトルドーの会談の後に最初の草案がカナダ政府からコモンウェルス諸国に配信されたとあるが、その回状に対して「大半の国が注意深く反応し、ニュージーランド政府の受け取り方を見守っていた」というだけで、ニュージーランド及び各国の具体的な動きには全く触れられていない。また、同書では回状送付に続く文章で、「ランファルは、カナダと相談したうえで、ジャマイカ、タンザニア、ザンビアの首脳とともに作業を進めた」とあるが、その時期も作業内容も言及がなく、不明確である。ちなみに、会議開催前月23日にイギリス外相から関係各所にあてて発信された秘密電文「南アとのスポーツでの接触」には、ランファルはこれら三首脳と協議するまでは宣言文の本格的な作成作業にはとりかかろうとしないと記され、その時点で作成作業に着手していないことが示唆されている。The National Archives (TNA): Public Record Office (PRO) PREM16/1883 "Government opposition to Apartheid in sport." (イギリス外相(D・オーウェン)発アクラとキャンベラ優先、ほか特定コモンウェルス諸国あて1977年5月23日付け電文)

<sup>7</sup> CS2008/031, No.78A.

<sup>8</sup> Press release document by Transparency International New Zealand, Wellington, on 29 Aug., 2012; 'Profile: Jeremy Pope' [http://www.tiri.org/profile/jeremy-pope (2012年9月14日閲覧)] ただし、コモンウェルス事務局内での経歴については、コモンウェルス事務局図書館アーキビストH・マクイーワン氏の教示による。

<sup>9</sup> TNA:PRO FCO68/721 "Commonwealth Games 1978: sporting contacts with South Africa" (カナダ外務省からロンドンあて1977年5月27日付け電文)

<sup>10</sup> CS2008/009 "Head of Government Meeting 1977: agenda", no.51. この書簡の内容は議長国イギリスによって会議直前においても重要な意味をもつものとして確認されている。

<sup>11</sup> CS2008/009, nos.56, 57, など。

12 TNA:PRO PREM16/1883 (大法官事務局から首相官邸あて 1977年5月27日付け書簡) この特別委員会は首相の命で5月下旬に設置され、大法官を座長として、内務大臣、外務コモンウェルス大臣、法務長官、環境大臣(入国管理担当である)で構成されていた。TNA:PRO PREM16/1883 (首相私設秘書P・R・H・ライトから大法官事務局I・マクスウェルあて 1977年5月16日付け書簡及び大法官事務局から首相官邸あて 1977年5月23日付け書簡)

13 訪問国は、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インド、タンザニア、ケニア、ボツワナ、ザンビア、ナイジェリア、ガーナ、カナダ、バルバドス、トリニダード、ガイアナ、ジャマイカで、ケニアとトリニダード以外は関係する大臣だけでなく首脳とも会談した。TNA:PRO PREM16/1883 (外務大臣D・オーウェンからアクラ(在外公館)あて 1977年5月13日付け電文)

14 TNA:PRO FCO68/721 (外務省M・F・デイリーから首相官邸J・S・ウォールあて 1977年5月17日付け書簡及び同文書 Annex D)

15 TNA:PRO PREM16/1883 (1977年6月1日に行われた首相(キャラハン=訳注)とオーストラリア首相(フレイザー=訳注)との会談からの抜粋:「南アフリカとのスポーツ接触」)

16 A.Payne, 'The International Politics of the Gleneagles Agreement', *The Round Table*, 320 (1991), p.420.

17 本講執筆時点までに閲覧したコモンウェルス事務局文書ならびにイギリス政府文書には同草案らしき文案は見当たらない。

18 本稿で使用したイギリス政府文書ファイルのなかに「40年間非公開」として閲覧できなかった書類が含まれていることや、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド各国の文書館の所蔵文書は未調査であることから、それらにアクセスすることで解明される点も少なからずあるだろう。

平成24年(2012)10月5日受理

平成24年(2012)12月31日発行